



背景・目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染実施計画の策定及び除染を行い、除染によって生じた除去土壌等を仮置場等で一時的に保管してきた。平成29年度以降は、面的除染終了後の事後処理を実施する。

事業概要

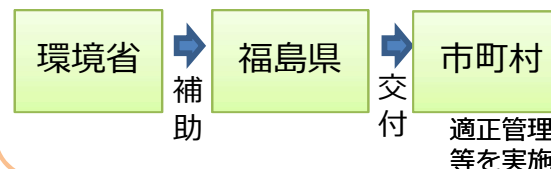
- (1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・搬出等 (151,786百万円)
〔 除去土壌等の適正管理・搬出等、除染廃棄物の減容化、面的除染後のフォローアップ除染、放射線量の監視、環境回復に向けた調査 等 〕
- (2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・搬出等に対する財政措置 (158,011百万円)
- (3) (1) (2) のうち森林放射線量低減対策のモデル事業 (1,336百万円)

主な事業スキーム

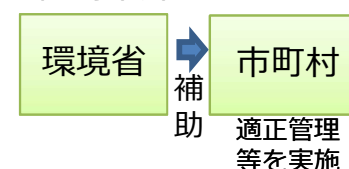
【除染特別地域】 国（環境省）が適正管理等を実施

【除染実施区域】

○福島県内



○福島県外



期待される効果

放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減。福島県を始めとする被災地への帰還促進及び被災地での復興の本格化。

イメージ

仮置場での保管～搬出～原状回復～跡地返還までの流れ

